

総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	平成29年 3月14日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	加藤 弘己		
	閉 会	午前11時24分	委員長	加藤 弘己		
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	加藤 弘己	○	馬場 衛	○		
	福永 桂子	○	吉田 建二	○		
	島田 正次	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した者の職・氏名	市 民 経 済 部 長	長田 尚史				
	保 険 年 金 課 長	笹瀬 浩高				
	課 長 代 理 兼 後期高齢者医療係長	阿部 祐城				
	国 保 年 金 係 長	木下 靖義				
	特 定 健 診 係 長	佃 祐子				
職務のため出席した者の職・氏名	局 長	山本 一敏	係 長	村越 正代	書 記	三浦 梨紗
会議に付した事件	平成29年3月定例会付託議案					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：神谷里枝、竹内祐子

総務経済委員会会議録

平成29年3月14日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○馬場副委員長 皆さん、おはようございます。本日は御多忙のところ御参集いただきましてまことにありがとうございます。

それでは委員長、開会をお願いいたします。

○加藤委員長 皆さん、おはようございます。では、座って。

つくしだとか、桜だとか春の便りが聞かれるようになりました。だんだん暖かくなってきます。

それでは所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、神谷議員、竹内議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので御報告します。

また、本日は、一般の傍聴の方がいらっしゃいますので、その旨を報告いたします。

それでは本委員会に付託されました議案は、既に配付されております、付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思っております。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それではそのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

審査は、議案第26号、議案第28号の順に行います。

初めに、議案第26号、平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。議案書68から72ページ、平成29年度各会計予算に関する説明書の中の、国民健康保険事業特別会計予算及び予算概要説明書74から85ページをごらんください。

これより質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。馬場副委員長。

○馬場副委員長 歳入の概要説明76ページの国民健康保険税、今年度課税限度額が引き上げになります。そんな中で、これによる影響と、それともう少しその内容について説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○加藤委員長 課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、保険年金課長よりお答えをいたします。

保険税の課税限度額でございますけれども、29年度国民健康保険税、この保険税の中身が医療費に係るもの、それから後期高齢者の支援、あと介護保険2号被保険者の保険料、この3つがございますけれども、その中の医療費、それから後期高齢者の支援、この2つについて限度額が改正となります。

それでは、まず医療費のほうでございますが、52万円から54万円に限度額が改正となります。今現在165世帯が限度額に該当する世帯でございます。これが54万円に引き上げられた後にも、さらに限度オーバーとなる世帯が155世帯でございます。残りの10世帯につきましては、52万円から54万円の間で課税額が決定する世帯となります。

ということで、155世帯につきましては2万円が上がりますので、ここで310万円、それから残りの10世帯につきましては、平均で約1万円の増額ということで、10世帯で10万円、こちらのほうで320万円の増額が見込まれます。

続きまして、後期高齢者支援分につきましてはですけれども、該当世帯が177世帯、今現在でございます。これが19万

円に上がることで、さらにそれでも限度オーバーとなる世帯が143世帯、残りが2万円の幅の中で課税額が決定になります。これが34世帯でございます。したがって、こちらのほうの増額分が143世帯の2万円で286万円、あと34世帯が平均、また1万円ぐらいの上昇ということで34万円、合計で、こちらのほうも偶然なんですけれども320万円の増額ということで、合わせて640万円の増額が見込まれております。以上でございます。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 640万円が、今回の保険税として上がるということで、余り楽になるわけではないですね、特別。上がったことによっては。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。ふえた分が決して楽になるということではなくて、さらに課税限度額じゃなくて、反対のほうの軽減額のほうの基準も引き上げられるものですから、軽減対象世帯もふえるということで、そこら辺で、差し引きとしてはそんなに変わらないかなというふうに予測をしております。以上でございます。

○馬場副委員長 わかりました。ありがとうございました。

○加藤委員長 馬場副委員長、よろしいですか。

ほかにありませんか。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今、改定のお話があったんですけど、この改定額を決める、今回2万円の引き上げになるわけですけど、その前にも毎年引き上がるんですけど、この算定の仕組みというのですか、こうなったから今回は2万円、こうなったから3万とか1万5,000円とかと、いろいろ金額の違いもあると思うんですけども、その仕組みについて、ちょっとまたお話しさせていただきたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

大もとは国のほうの法令による定めによるものなんですけれども、それを受けまして、地方税法の施行令を変更するというものでございます。変更の幅については、国といいますか、厚労省のほうで決定をする金額となりますので、そのとおりの金額で変更をさせていただいております。

29年度の変更については、28年度に決定されたものを1年おくれで施行させていただくものでございますけれども、一応、予定なんですけれども、29年度については、国のほうが4年ぶりかな、引き上げを行わないということに決まっておりますので、来年度については限度額の引き上げがない予定でございます。以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 国のほうで決めてくるから、それに基づいてやっているということですが、国の算定する基準というのは、何になるんですか。いわゆる医療費がだんだん上がってきているので、その医療費の上昇分をある程度、反映してこういくとか、国民の所得だとか、そういうもので、こうやって改定をしていくという、国の考え方があるんですけども、そこら辺はどんなぐあいに、あるでしょうから、ちょっと教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えをいたします。今、委員のほうから言われたとおり、医療費、個人1人当たりの医療費、それから、被保険者の総所得金額、その辺を勘案した中で改定をしていくんですけども、言い方は余りよくないかもしれないんですけど、あるところからいただくというのが一番確実な徴収方法になるということで、限度額が今まで毎年改正をされたものでございます。

改正幅につきましては、余り大きく上がり過ぎてもいけないし、そんなに小さくても影響額が余り変わらないということで、2万円程度ということで改正がされていると思っております。以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 もう1回、いいですかね。実を言うと、市民の方から、大勢じゃないですけども、何人かから、また国

保が上がる、毎年上がってくるねと。それで、いわゆるサラリーマンか何かでやっているときには、社会保険というか、そちらのほうになっているんですけども、退職した後、国保のほうに切りかわると、そうなってくると、こんなに高くなるんだという、そういうようなことで、とにかくある程度、高齢者の方が入っているのが一般的に多いんじゃないかなと思うわけですね。自由業をやっている方は、若い方でも、当然、国保に入ってますけれども。

そういう点で、市民の方に、こういうことだから改定になっているんだよという、何かいい説明があれば、皆さん理解していただけるかなと思っていますが、その点について、担当部局はどんなぐあいに捉えていますか。ちょっとそこら辺を教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えいたします。限度額につきましては、被用者保険におけるバランスを一番考慮していると思います。やはり税率を上げますと、低所得者の方の保険料も上がるということで、全体の負担がふえてまいります。限度額を上げることによって、先ほども言ったんですけども、お金のある方の保険税額がふえるということで、例えば、今回の場合ですと、給与収入でいいますと約1,040万円ぐらいの収入のある方が限度額オーバーとなりますので、そのような方のところの税額を上げさせていただくというところで、低所得者の方たちの余り負担がふえないように、先ほども申しましたように、軽減の対象というのは、そのかわりにふやしていくということで、そのような形で全体のバランスをとりながら、なおかつ財源を確保していくという考えでやっているということで、もし言われたときには、1,040万円というところが標準的なところになりますので、特に高齢者、年金の方なんかは基本的には該当しないのかなということで、一時的に譲渡とかがあった場合には該当するかもしれないというところで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解しました。

○加藤委員長 ほかに質問は。

二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 退職被保険者の保険税ですけども、今回、大幅に減る見込みなんですけども、この要因を再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それではお答えをいたします。退職被保険者等の保険税が大幅に減少しているんですけども、これは法令の改正によって、退職者医療制度が廃止をされたためでございます。26年度までに退職被保険者になった者、この人たちが今現在は65歳を迎えるまでの経過措置として、この退職被保険者制度が継続をしております。したがって、27年度以降は、新規の適用がありませんので、退職被保険者は減っていく一方、65歳の前期高齢に移ってだけで、新しく該当する方がいませんので、減少を続けていって、平成31年度には、最終的にゼロとなって、経過措置も終了すると、そのような制度でございます。以上でございます。

○加藤委員長 どうぞ。

○二橋委員 そうしますと、要するに財源の代替というか、それはどういうふうになるのかね。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それではお答えをいたします。財源についてですけども、療養給付費等の交付金、こちらから保険税として入ってくる収入を引きまして、その引いた金額を財源として充ててございます。以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうすると、退職者というのは、この保険税にかわる、要するに払い込みというのは、どんなものだろう。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長からお答えをいたします。区分が退職被保険者から、一般被保険者になるとい
うことで、保険税としては同様の徴収の仕方をしておりますので、その振り分けが変わっていくということになりま
す。したがって、退職被保険者のための保険の税の徴収というわけではございませんので、全体として変わらな
いということで運用していくということになります。以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうすると、例えば、平成29年の対象者というのは何人ぐらい。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。退職被保険者、29年の見込みでございますが、363人でございます。ちな
みに、今年度の当初が670人の見込みでございましたので、307人ほど減少するという予定です。以上です。

○加藤委員長 二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 いつも問題になるのは、社会保険から、要するに退職して国民健康保険に移譲するんだけど、その間
の直接徴収する期間があるよね。そういうのはどうなるの。要するに、退職して、それで次、もともとと言えば退職の
被保険者になるんだけど、その間、二月、三月、2回ぐらい、要するに、今までは引き落としというか、社会保険
で引かれてたんだけど、国民年金に変わることによって、直接徴収じゃないよね。この間の整合性というのは、と
れるの、これから。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。保険の資格につきましては、社会保険を退職した、その退職の日の離職証
明、それに基づいて空白ができないように、国保に加入をさせるんですけれども、その後、直接すぐに年金からの特
別徴収とかということ、やはりできないもんですから、その間については普通徴収ということで、納付書を作成し
て送付させていただいております。以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 それでね、一般的には、要するに今までは社会保険として給料天引きになってたんだけど、国民年金
に変わることによって、そういう作業があるわけだね。次の特別徴収になるまでの期間って、大体、普通の人って
なかなか周知されてないんだよね。その周知の仕方って、どんなふうになっているの。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。一応、年金が支給されるのが大体65ですので、65を超えれば対象になっ
てくるんですけれども、その間については納付書でということ、いつからの年金の特別徴収になりますよという
ところは、一応、手紙で通知をさせていただいて、お知らせをしているという今現在では状況でございます。以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうすると、期間が非常に短いよね。本当に数カ月なんだけど、こちら側の要するに湖西市としての
国民健康保険での周知をさせる時期と、直接徴収の期間というのは間があるの、ちゃんと。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。期間が本当は、逆にすぐに天引きのほうがいいのかなというところもある
んですけど、現実的には、半年ぐらい手続から特別徴収への移行期間というのがございます。その間について、いつ
ぐらいから天引きが可能になりますということで、お知らせをさせていただいておりますので、いきなり天引きとい
うことは逆にございません。以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 わかりました。いいです。

○加藤委員長 ほかに御質問ないですか。

○二橋委員 もう1点。

○加藤委員長 二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 8款の財産収入のところで、基金残高が増加に伴いということでの説明だったんですけども、現在、基金の残高ってどのぐらいを見込んでいるんですか。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えをいたします。

国民健康保険給付費等支払準備基金という基金になるわけでございますけれども、この基金の積立額でございますけれども、直近の3カ年を平均した年度当たりの保険給付費、大体30億から31億の間ぐらいになると思うんですが、これの5%以上を積み立てなくてはならないというのが、条例で定められております。

今年度の予算で4,300万円ほど取り崩すことになってございます。この予算を取り崩す前で、2億400万ぐらいの基金がございました。4,300万円を取り崩しますと、1億6,100万円ぐらいになります。一応、29年度の予算はまだ決まっておられませんけれども、もし案のとおりに行きますと、2,800万円を一応取り崩す予定をいたしております。この取り崩しをもし実施いたしますと、残高として1億3,300万円ほどの残になる予定でございました。

ということで、5%を切ってしまうということで、3月議会の今議会の補正の中で、1億5,000万円ほど積み立ての補正をさせていただきました。なおかつ、当初予算で考えておりました4,300万円、これも今回、取り崩しをしたんですけども、使わずに済みそうだとということで、繰り戻しをいたしました。その結果、28年度末の基金残高といたしましては、約3億5,500万円ほどとなる予定でございます。

したがって、29年度の当初予算どおりの基金取り崩しをいたしましても、3億2,700万円ほどの基金が残る予定で、10%少し基金としては残りますので、国保会計の基金としては、しばらく問題ないのかなという考えでございます。以上です。

○加藤委員長 二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 保険料を3年ごとに見直ししておるんですけども、今の推移で行くと、10%基金が充当しておるということは、しばらくはどうなんですかね、予測はどうですか。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。これだけあれば、ここ何年かの基金の取り崩しぐあいから行くと、何年間かは大丈夫かなとは思うんですけども、ただ、平成30年度から、国保が広域化に移行いたします。そのときに、税額が県のほうで標準税率というのを示してくるんですけども、それが現在の税率と大きく乖離した場合に、激変緩和ということで、いきなり被保険者の税率を大きく上げるわけにはいきませんので、そのときに基金で激変緩和のための対応をしていきたいと考えておりますので、そこら辺が1億要るのか2億要るのかということが、何とも予測がつかないものですから、そのときのために、しっかりと積み立てはしておきたいと考えておるところでございます。以上です。

○二橋委員 了解。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 さきの予算の説明会のときに、ずっとメモったんですけども、被保険者数が1万3,703人ということで、世帯数も減ってますよということだったんですけど、世帯数は何世帯を見込んでいますか。8,000ちょっとぐらいですか。世帯数が減っているよという字しかメモしていないものですから、済みません。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。世帯数の見込みといたしましては、委員がおっしゃったとおり8,000少しぐらいの予測をいたしております。以上です。

○吉田委員 数字は特に見込んでないですね、8,100だとか幾らとかという。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 見込みといたしましては、8,044世帯と、あくまで見込みでございますけれども。

○吉田委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 よろしいですか。ありがとうございます。ほかにございませんか。

よろしいですか。

では、次に歳出についての質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 概要説明書79の上のほうです。一般管理費の国保広域化に伴う電算システム、改修業務の財源はどこからですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。システム改修の内容につきましては、本会議のほうでお答えをさせていただいたとおりでございます。そのシステム改修費でございますけれども、特別会計のほうには、一般会計からの事務費の繰入金で全額賄われるようになっております。その一般会計のほうへの歳入といたしまして、国庫補助金のほうでシステムの改修経費の10分の10、全額を予算計上いたしております。

したがって、財源としては、全額、国から入ると今のところ考えてございます。以上です。

○加藤委員長 どうぞ。

○島田委員 国からですね。わかりました。

続いていいですかね。

○加藤委員長 続きをどうぞ。

○島田委員 82ページ、後期高齢者の支援金はどのように算出しているのか、教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えいたします。後期高齢者の保険給付に係る費用でございますけれども、全体の約5割が国、県、市町村からの公費負担、それから約1割が後期高齢者の加入者からの保険料、残りの4割を各保険者からの後期高齢者支援金で賄うこととなっております、4割を賄うこととなっております。

この後期高齢者支援金の費用調整でございますけれども、社会保険診療報酬支払基金、こちらの組織のほうで実施主体となって計算をするんですけれども、支払基金のほうで算出した加入者1人当たりの負担額、こちらのほうを各保険者、市町村の中の加入者数に乗じたものが支援金額となります。1人当たりの負担額が、予算ベースですと、28年度の5万8,245円から、29年度は5万9,441円、若干ですけれどもふえております。ふえておりますけれども、加入者数が、28年度1万4,434人から、29年度は1万4,038人と減少しておりますので、支援金は1,317万円減少をいたしております。

さらに、後期高齢者支援金には加算または減算の制度というのがございまして、これは高齢者の医療の確保に関する法律というものに基づきまして、特定健診それから特定保健指導、これの実施率に基づきまして、実施率のいい自治体、いい団体には後期高齢者の支援金を減算してもいいよという制度がございます。実施率がゼロ%、やってないところは逆に加算をされます。

湖西市の場合、26年度の実施率が良好であったということで、27年度、29年度予算になるんですけれども、これの減算の対象となりました。ちなみに、静岡県では湖西市と島田市の2市だけでございます。この減算の対象になりまして、金額的には30万少々とわずかでございますけれども、それを差し引いた金額ということで、後期高齢者支援金が決まります。以上でございます。

○加藤委員長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 わかったようなわからんような。ちょっと難しいです。いいですわ、ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 2款の保険給付の出産一時金なんですけども、これ一応、29年度、今年度も同額で60件を予定したということなんですけど、まず28年の実績はどうですか。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。今年度の実績でございますが、2月末の実績ですけれども、46人でございます。以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 一応、29年は60件という予測なんですけども、だんだん少なくなるね。わかりました。いいです。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。吉田委員どうぞ。

○吉田委員 一般管理費の中で電算システムの保守の改修、国保の広域化に伴って電算システムを改修していくんですよ。その国保の広域化は、いわゆる今、市町村の単位でやっているのを県の大きな組織の中です。その根本的なあれは市がやっているのが、今度、県全体になるのか。ある程度、市町村の特性を加味した中で全体にやっていくのか。そこら辺の、広域化のイメージというか、概要について、もう一度ちょっと説明していただけますか。お願いします。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えいたします。まず、そもそも広域化をするというところが、保険者の少ない小さな自治体とか、あと赤字の国保団体のようなところが潰れないための算段として、まずは母体を大きくすることで存続をさせていこうというのが始まりでございます。

広域化でございますけれども、都道府県は財政のほうを主に担うことになります。資格の管理、それから税とか料の徴収につきましては、今までどおり引き続き市町村が管理をいたします。したがって、特に被保険者にとっては、広域化による、医者のかかり方とか保険の納め方とかというのは、特に大きな変更はございません。

市として、今までは国保連合会のほうから医療費、療養給付費等の請求が来たものが、一旦、県のほうへ納めて、県のほうから国保連合会に納めるというような形をとるようになります。ただ、そのままにすると、ひと手間ふえてしまうものですから、そこら辺を今後どうしていこうかというところは、まだ検討課題の最中でございますけれども、一番大きなところというのは、財政の母体が県に変わるということかと思えます。以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 そうしますと、今まで財務のほうを市町でやっていたのが、県のほうで一括してくれるよと。けども、その内容については、それぞれの市町でやっていた。今、言ったように、非常に経営が苦しいようなところの財政的な割り振りというか、負担をこっちのほうにざっとかかってくるか、そういうことはないというように理解してよろしいですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。実は、我々もそれが一番危惧しているところでございまして、今のところ、言っているのは、国の財源でもって赤字を補填していこうということになっておりまして、まずは1,700億円が広域化に伴って、新たに国のほうから投入される財源とされております。

ただ、消費税の先送りによって、福祉で利用する分の見込みが減ったというところで、満額がなかなか獲得しづらくなっているというところで、総額、最終的には国保のほうの財源となるんですけれども、若干後延ばしになるよというところは出てくるかもしれません。

全体の均衡をとるところは、当初は各市町村ごとに標準税率というものが示されてまいりますので、医療費が少な

くて済んでいる自治体は、請求が来る金額も最初のうちは少ないはずで、それが最終的には、後期高齢と同様で、都道府県単位で同様の税率といいますか、料率といいますか、そういうものを最終的には目指していくようになると思います。そのときに全額、不足部分、赤字になりそうな部分を国費が補ってくれるかどうかというのが、これから我々市町村が頑張って、粘り強く交渉していくところなのかなと感じております。以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 了解しました。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 特定健康保険の関係で、ちょっとお聞きします。

審査並びに保健指導、受診率の状況について教えていただきたいのと、実施率を上げるためにどのような施策をされているのか、その辺のところを確認させていただきたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えをいたします。

健診につきましては、被保険者数が減少したことで、受診者数も減少しているんですけども、減少と減少ということで受診率自体は少しずつ微増をいたしております。平成27年度の実績でございますけれども、48.5%でございます。県内の市では4位の一応高いほうの実施率かなと思っております。それから、保健指導のほうでございますけれども、平成27年度の実績は72.9%で、こちらのほうは県内、市では2位となっております。ともにかなり係の者たちの努力で、高い指導率が継続されております。

ちなみに、平成27年度の全国の指導実施率ですけれども、特定健診のほうは36.3%、それから特定保健指導のほうは25.1%ということで、結構、全国平均からいっても高いところかなと思っております。

受診率向上のための対策でございますけれども、まず、2つ大きなところがあると思います。1つはPR、もう1つは医療機関との協力ということだと思います。湖西市の場合には、湖西の医会との連携をしっかりとることで、受診をしやすい環境をまず、そちらの医療側のほうとも協力してつくる。それから、案内チラシなんかを工夫させていただいて、非常にわかりやすいチラシをつくったりとか、ほかの社会保険の健診なんかと一緒に合わせて行うような形で、健診をしやすい状況をつくるというようなことをしております。

あと、29年度なんですけれども、県国保連の広報事務委員会の委員に、これは輪番制なんですけれども、湖西市が当たっております。ということで、県のほうで中心となって行う広報にも、ぜひ湖西のほうからいろいろ意見を言って、被保険者に印象に残るようなPRをしていきたいと考えております。以上でございます。

○馬場副委員長 取り組む部分については、県下でもいいところにいるというふうなことで、その成果というのは、少しは医療関係の中でも出てきていると思っていんだよね、当然。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 出ていると信じたいと思います。実際、後期高齢のほうなんかでも、県の1人当たりの医療費なんかよりも、湖西市は安いほうで、ここ最近では推移しておりますので、あらかじめの予防の努力が実っているのかなと思っております。以上です。

○馬場副委員長 市内の開業医の先生方との連携というのも、大変重要なところだと思いますので、さらに努力していただければと。わかりました。ありがとうございました。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

福永委員。

○福永委員 この特定健康診査なんですけど、聞いたところによったら、動機づけと積極的支援に分かれているということで、その辺のバランスというか、この数字の中にはどのようにあらわれているんでしょう。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えをいたします。

まず、全体における対象者の数なんですけれども、まず積極的支援の対象者数でございますが、27年度の実績ですけれども全体の1.9%、前年度の26年度が2.1%です。その前が2.2%ですので、この対象者数も年々、徐々に減ってきております。

それから、動機づけの支援の対象者でございますが、27年度で6.7%、その前が7.0、25年度が7.1ということで、こちらのほうも対象者につきましては、徐々に減ってきております。

それぞれの対象者の実施率というのは、申しわけございません、全体のさっき言った率でしかわからないんですけども、順調に減ってきておるということで。

済みません、ちょっとお待ちください。

申しわけございません、27年度の実施率ですけれども、積極的支援の対象となった方の実施率が65.2%、数としては92名のうち65.2%でございます。動機づけのほうの実施率でございますが、対象者数が332名に対しまして79.5%の方が実施をいたしております。以上でございます。

○福永委員 すごくいい数字と言え数字ですよ、これ。大変、定期的、継続的な支援ということで、いいと思います。

○加藤委員長 福永委員、いいですか。

○福永委員 はい、ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号、平成29年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩はどうか。休憩で、11時に再開ということで、よろしくお願いします。

午前10時47分 休憩

午前10時59分 再開

○加藤委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、議案第28号、平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

議案書76から77ページ、平成29年度各会計予算に関する説明書の中の後期高齢者医療事業特別会計予算、及び予算概要説明書94から98ページをごらんください。

それでは、これより質疑を行います。質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 96ページかな、保険料が増額になっているが、1人当たりの医療費の状況はどうか。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 保険年金課長がお答えをいたします。

保険料につきましては、被保険者の増加等により、1,000万円増加をいたしております。当市の医療費につきまし

ては、ここ数年、減少傾向にあります。ただ、広域連合全体では、毎年、増加傾向にございます。

今後は、団塊の世代の加入による被保険者の大幅な増、それから医療費の高度化、それから高額な医薬品の普及などによって、湖西市でも医療費が増加していくことが予想されます。

ちなみに、湖西市の平成27年度の医療費、1人当たりの医療費でございますが、75万8,802円、それから、広域連合の、県全体の平均の1人当たりは81万1,493円ということで、安いほうからいうと、県内では35市町中、7番目に27年度は安い医療費だったということになります。以上です。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 申しわけありません、ちょっと訂正をお願いいたします。

保険料のほう、一番最初に言ったほうの保険料のほうのふえたのは、申しわけありません、1,000万と言ったんですけど、2,153万8,000円ほど、予算ではふえております。申しわけございません。

○加藤委員長 島田委員。

○島田委員 そうすると、県下でも安いほうということなわけね。それで、今後はどういうふうになってきそうかね。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。今までも、平均よりはずっと安いほうで、推移はしております。湖西市も今後微増していくとは思いますが、同じように県のほうも微増していくということ、先ほど言いました特定健診とか特定保健指導の強化により、増加をなるべく防ぐように努力をしていきたいと思っております。以上でございます。

○加藤委員長 島田委員。

○島田委員 それを続けて、ぜひ頑張ってください。

○笹瀬保険年金課長 ありがとうございます。

○加藤委員長 よろしいですか。ほかに。

二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 保険料の滞納繰越分なんですけれども、28年度に比べると非常に増額の調子になっているんですけども、まず28年の実績からちょっと教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 お答えいたします。実績でございますけれども、28年度は29年1月末のところで一応最新となっております。当初予算は、79万1,000円を予算で上げておりましたけれども、一応、収入額といたしましては111万6,750円という実績でございます。以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 これ、努力された結果と思うんですけども、28年度の試算というのは、何でこんなに低いのかね、そうすると。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 では、お答えいたします。一応、予算の立て方としては、特に滞納整理なんかの場合には、前年度の実績をかなり参考にして予算を立てるんですけども、26年度の実績が48万円ほど、それから27年度においても50万円程度の収入実績であったというところで、当初、それでも頑張ろうということで多目にはしたんですけども、それ以上に成果が出たということでございます。以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 まだ決算が出てないもので、あれなんですけど、この予算が今の実績から勘案した中での予算になっているんですけども、この予算に無理があるのかなのか、あるいは何か特別な努力をされているのかどうか、そこら辺をお願いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 毎年の不納欠損額、落とす額、その辺がどのぐらい出てくるかによっても大きく変わってくるんですけども、そこら辺をどのぐらい出るかというところを見込みながらつくるものですから、例えば、平成24年度なんかは、当初予算5万円とかで予算をつくっております。そのときなんかは前年の実績が150万以上あったにもかかわらず、そんな予算のつくり方をしておりましたので、その辺のことを考えると、かなり実績に則した形で、できるだけ直近のところの結果を見て、頑張ろうのプラスアルファで予算をつくるような形でやっております。以上です。

○加藤委員長 二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 努力をしてみようというあらわれではないかと思しますので、よろしくお願いします。

○加藤委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 被保険者の人数ですけど、これは後期高齢者という場合、どんどんふえ続けているわけですけども、大体ピークは何年ぐらいで、どのくらいまでふえるというような予測をされてますか。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 では、お答えいたします。今おっしゃられたとおり、後期高齢者の数はどんどんふえてきます。まず、高齢者65歳以上の数というのは、どんどんふえていきまして、2043年が後期高齢者は人数的にはピークになると言われております。

そこから、人数は減っていくんですけど、それ以上に全体の人数が減るものですから、数年は高齢化率はふえていくと予想されております。後期高齢のほうはそこからさらに10年後ろに移動しておりますので、まずは2025年に団塊の世代が75歳を迎えるということで、ここで人数のふえ方のピークにはなります。

その後も、やはり微増をしていきまして、最終的には、高齢化率のほう、率で一番高くなるのは、75歳以上は2060年ぐらいかなと。申しわけありません、これは長寿介護課のときに得た知識なんですけれども、そのような予測をしております。以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 まだまだピークは先のことだと思うわけですけども、わかりました。いずれにしても、年々ふえているということで、このままふえ続けていくとどうなるのかなと、そんなことで。ありがとうございます。

○加藤委員長 よろしいですか。ほかに。

馬場副委員長、ないですか。馬場副委員長、どうぞ。

○馬場副委員長 一般会計からの繰入金230万ほど、今回ふえているんですけど、この辺の説明をお願いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えをいたします。まず、29年度において、保険料の均等割の軽減に係る軽減判定所得、これが拡大をされます。軽減の対象者がふえます。これに伴いまして、広域連合へ納付する低所得者分の基盤安定の負担金、こちらのほうが250万円ほどふえます。

さらにその一方で、旧の被扶養者に係ります軽減措置というのが、29年度は今まで9割軽減をしていたものが7割軽減に縮小されますので、そちらの分は負担金が減りますので、その減るほうの減額分として70万円ということで、基盤安定に係るところで180万円の通算で増額になります。

これ以外にも、特別会計の事務費、それから広域連合への事務費の負担金、これが合わせて50万円ほど増額になるということで、合わせて繰入金としては230万円の増額ということになります。以上でございます。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 了解です、わかりました。

○加藤委員長 よろしいですか。

二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 5款の諸収入の還付加算金ですけれども、要するに年々、当然、平成29年も対象者がふえるということなんですけれども、逆に、この還付加算金が減少しているというのは、何か特別、制度がよくなったとか、何か理由がありますか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えいたします。実はそのとおりで、特別な理由がございまして、29年度が少なくなったというより、28年度に特別多く予算を立てさせていただいております、それは、この間、昨年末、厚労省のほうから報告がございましたシステムの誤りによる軽減世帯の対象者を間違っていましたよというのを、実は、うちの市の場合には、その前の年に気がつきまして、国のほうに、これはおかしいんじゃないのかという問い合わせをいたしておりました。独自に試算をしてみたところ、このぐらい多くとり過ぎていた世帯が出るのではないのかなということで、28年度だけ特別に多く還付加算金を当初予算で計上させていただいたという結果でございまして。

御承知のとおり、今になって報告が全国的な問題だったということで出て、また全国的に修正をしていくということで、今、プログラム修正をしている最中で、その人たちに対する還付という作業が発生いたしませんので、今年度においても、この当初予算というのは、ほとんど使わずに終わってしまうということで、29年度に減ったのではなくて、元に戻ったということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そういう精査の中で、前倒しでできたという功績があったということで、わかりました。

○加藤委員長 ほかにございせんか。よろしいですか。

では、次に歳出についての質疑を行います。

質疑のある方はございせんか。

馬場副委員長どうですか。馬場副委員長、どうぞ。

○馬場副委員長 それでは、広域連合のほうの納付金のうち、保険料軽減負担分が増額になっておりますね、今回。この辺の保険料の軽減措置は、どんなふうになっているか、お願いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 それでは、お答えいたします。

この増額分につきましては、先ほど馬場副委員長から御質問のございました繰入金が増額とリンクをいたしております、その基盤安定の増額分がここで支出をしていくということでございますけれども、この保険料の軽減措置の内容でございますけれども、まず今現在の軽減措置のうち、低所得者に係る均等割、人数割の軽減割合というのは、本来の本則では7割軽減というのが法律上の軽減の割合なんですけれども、これを高齢者の医療の確保に関する法律施行令というところの特例措置によって、9割または8.5割軽減ということで、軽減の上乗せをいたしております。

所得割のほうの軽減割合につきましては、前年所得の基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人については5割軽減、それから、後期高齢者医療の資格の、前日までに被用者保険の被扶養者であった人に係る均等割の軽減割合というのは5割から9割に軽減の割合をふやしてございます。本則では5割のところを9割。それから、所得割については全額を免除いたしております。

これについて、29年度からは、この軽減措置の一部を、順次、縮小していこうと、特例措置を順次なくしていこうということで、被扶養者の均等割の9割を来年度は7割軽減に、若干、5割の本則へ戻す途中の経過措置として、7割軽減にするとということで、被扶養者の負担金が少なくなります。ということで、低所得者の軽減負担分が、平成28年度は8,300万円ほどあったのが、平成29年度には負担割合が変わりませんので、先ほど言った軽減の基準額が上昇したことによる増額分で、8,560万円ほどで、約250万円の増額、先ほど申したとおりでございます。

被扶養者につきましては、28年度が8,250万円ほどであったのが7,550万円前後ということで、約700万円ちょっと

の減額になるということで、通算をいたしまして、179万6,000円、約180万円の増額になるということで、軽減措置の変更になる部分というのは、先ほど言いました被扶養者の9割から7割に減るということでございます。

将来に向けては、この本則に戻していこうという形で、軽減措置のほうも直していくという形になっていこうかと思われま。一応、以上でございます。

○馬場副委員長 なかなか説明だけ聞いていると、ちょっとピンとこないんだけど、低所得者にとってはどうなんですか、その辺のところ。

○加藤委員長 保険年金課長。

○笹瀬保険年金課長 今現在は、かなり優遇措置ということで、上乘せをいたしております。これを軽減割合だけは本則に戻していくんだけど、そのかわりに軽減対象となる最低基準額を年々上げていっていると、対象者をふやしていくという、広く浅く軽減の対象者を拾っていこうという形に変わっていているというところがございます。

○馬場副委員長 でも、なかなか厳しいところもあるという。わかりました、了解です。

○加藤委員長 よろしいですか。ほかに。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 歳入に若干関係するかわからないですけども、徴収費がどれだけかかっているかなということでの観点で、ちょっとまた尋ねたかったわけですけども、ほとんどが特別徴収で、滞納はないですよ。それは普通徴収の中で若干滞納があるんです。今回も予算の中で115万円の滞納繰越分があるということですけども、徴収費のほうには、特に経費が上がってこないですけども、市の一般会計で言えば、職員が行くもんだから人件費があるんですけど、こちらのほうは人件費というものが無いもんだから、じゃあ、そういう徴収費、特徴というのは、もうやらないというか、どんなぐあいになっているのかなと、そこら辺のちょっと経費的なことについてお話をさせていただけたらと思います。特徴のほうはほとんどやらないのかどうか、そこら辺お願いします。

○加藤委員長 保険年金課長、どうぞ。

○笹瀬保険年金課長 それでは、課長代理のほうからその辺の説明をいたします。

○加藤委員長 課長代理、どうぞ。

○阿部課長代理兼後期高齢者医療係長 ちょっとお待ちください。

それでは、後期高齢者医療係長のほうからお答えをさせていただきます。

今、吉田委員のほうから御質問のあった、主に滞納繰越分に係る徴収費的なものが予算の中に見当たらないというお話でしたけれども、これについては、経費の中では確かに通常の納付に係る納付書とか、あとは郵送料的なものが大半を占めております。

実際の徴収に係る部分というのは、ことし28年度からについては、従来やっていた差し押さえなどを実施いたしました。職員の中で、実際、こんなことを申し上げていいのかわからないんですが、後期高齢者医療係というのは、私を含めて3人しかおりませんので、もし外に徴収等の事務で出るとなると、最低2人は必要になってくるということで、その辺の人工的なものもございまして、基本的には電話催告とか、郵便による督促、そういったものなるべく少ない人工の中で、うまくやっていこうという方向で努力をしておるつもりでございます。

今、申し上げたみたいに、今年度から始めた差し押さえについては、書類等の作成の手間はあるんですけども、一応、時間内で徴収担当の者が、以前、国保のほうや税務のほうでも徴収を長くやっていた職員なものですから、その者のノウハウによって、差し押さえ等を実施したことにより、今年度については、滞納繰越分の徴収率が前年を大幅に上回るぐらいの、現在のところ、徴収率を達成しておりますので、今後も経費的なものはあるんですけども、経費のほうは事務費の中で何とか係員、一丸となって、頑張っていきたいなというふうに考えておる次第でございます。以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今年度ということは、28年度にやったということですよ。わかりました。そういうことで、特に経費は計上してないということで、わかりました。了解しました。

○加藤委員長 よろしいですか。ほかにどうですか。

それでは、ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号、平成29年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。よろしく申し上げます。

以上で総務経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午前11時24分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 加藤 弘 己